

自然災害警報発令時における保育施設の休園基準について

台風等の自然災害時における保育施設の休園基準は以下のとおりとします。

- ・地域の道路の状況や気象の状況で登園が危険な場合は、登園を見合わせてください。
- ・お迎えについても周囲の状況に注意しながら早めの対応をお願いします。

令和 3 年 7 月一部改訂

避難情報	避難情報の発令時	保育園開園等の対応等
【警戒レベル 4】 避難指示 災害の恐れ高い	開園前に発令中	原則として休園します。 ただし、状況に応じて開園することもあります。
	開園中に発令	原則として休園します。 速やかにお迎えをお願いします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難 災害の恐れあり	開園前に発令中	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園」 または「登園自粛※」とします。 ※家庭保育が可能な場合は登園自粛をお願いします。
	開園中に発令	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園※」 とします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知し、速やかにお迎えをお願いします。
地震情報	開園前 1 2 時間以内に 震度 5 弱以上	原則として休園します。 施設の安全が確認され次第開園します。
	開園中に震度 5 弱以上	原則として休園します。 速やかにお迎えをお願いします。 ※避難準備をしつつ、並行して保護者へ周知。
	開園前・開園中に 震度 4 以下	原則として保育を行います。 ただし、施設長が危険と判断した場合は「休園※」 とします。 ※速やかにお迎えをお願いします。避難場所については、園にて保護者へ周知。